

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の食品関係事業者に対し、HACCP（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式（Hazard Analysis and Critical Control Point）をいう。）の手法に基づく自主的な衛生管理による取組を評価し、一定の水準にある施設を知事が認証することにより、この取組を推進させ、安全な食品の提供に資することを目的とする。

(通称)

第2条 本制度の通称を「ならハサップ」とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する食品等事業者で、県内に施設を有する者をいう。
- (2) 営業施設 法第52条第1項に規定する営業の許可を受けた者が営業を行う施設、奈良県食品衛生法施行細則（昭和50年4月奈良県規則第1号。以下「奈良県細則」という。）第15条第1項に規定する営業報告書の提出を行った者が営業を行う施設、奈良県細則第15条第2項に規定する給食開始報告書の提出を行った者が食品の供与を行う施設、奈良市食品衛生法施行細則（平成14年2月奈良市規則第9号。以下「奈良市細則」という。）第15条第1項に規定する営業報告書の提出を行った者が営業を行う施設及び奈良市細則第15条第2項に規定する給食開始報告書の提出を行った者が食品の供与を行う施設をいう。
- (3) 認証事業者 この要綱による認証を受けた事業者をいう。

(対象業種)

第4条 認証の対象は、営業施設のうち知事が別に定める業種の施設とする。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする事業者は、認証を受けようとする営業施設ごとに、奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）に、知事が別に定める関係書類を添え、知事に提出するものとする。

(欠格要件)

第6条 この要綱の規定により認証を取り消され、その取消の日から1年を経過し

ない事業者は、前条に規定する認証の申請を行うことができない。

(審査)

第7条 知事は、第5条に規定する申請に対し、必要な調査を行い、これに基づき、認証の適否について審査を行う。

2 前項に規定する調査は、次に掲げる方法により行う。

(1) 書類調査 申請書類の内容が認証基準に適合しているか調査する方法。

(2) 実地調査 対象営業施設に立入り、申請内容に適合する衛生管理が実施できるか調査する方法。

(認証の基準)

第8条 認証の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) コーデックス委員会（国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO))が設立した政府間組織をいう。）のHACCP適用の12手順のすべてを適用していること。ただし、適用する必要がない場合には、その旨を明らかにしていること。

(2) HACCP手法による自主衛生管理の中心的役割を担う者が、知事の指定した研修（以下「指定研修」という。）を受講し、修了していること。ただし、知事が別に定める場合にあっては、この限りではない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他必要な基準については、知事が別に定める。

(認証)

第9条 知事は、第7条に規定する審査の結果に基づき、認証の適否を判定する。

(認証書の交付)

第10条 知事は、前条の規定により認証したときは、認証事業者に対し、奈良県HACCP自主衛生管理認証書（第2号様式）を交付する。

(認証の有効期間)

第11条 第9条による認証は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認証の更新申請)

第12条 認証事業者が、認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合は、有効期間満了日の3か月前までに、奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（第1号様式）に、知事が別に定める関係書類を添え、知事に提出するものとする。

2 前項の更新の申請があった場合において、有効期間満了日までにその申請に対する適否の判定がなされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその適否の判定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、認証の更新がされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間満了日の翌日か

ら起算するものとする。

- 3 本申請に対する処理については、第7条から第10条までの規定を準用する。ただし、指定研修については、認証の有効期間満了日が属する年度の前2年以内に受講し、修了していることとする。

(認証の変更承認申請)

第13条 認証事業者は、認証基準に係る営業施設の衛生管理の方法を変更するため、関係書類の記載内容を変更するときは、あらかじめ奈良県HACCP自主衛生管理認証変更承認申請書(第3号様式)に変更前後の内容を明らかにした関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 本申請に対する処理については、第7条から第10条までの規定を準用する。ただし、認証の有効期間は、変更承認申請前の認証に係る有効期間とする。

(認証の変更届出)

第14条 認証事業者は、申請書の記載事項を変更(前条にかかる変更を除く。)したときは、奈良県HACCP自主衛生管理認証変更届出書(第4号様式)に認証書を添えて、遅滞なく知事に届けなければならない。

(認証書の再交付)

第15条 認証事業者は、認証書を破り、汚し、又は失ったときは、認証書の再交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による再交付を申請しようとする認証事業者は、奈良県HACCP自主衛生管理認証書再交付申請書(第5号様式)に破り、又は汚した認証書を添えて、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により認証書の再交付を受けた認証事業者が失った認証書を発見したときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

(認証の取消し)

第16条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第12条の申請書の内容に虚偽があると認められたとき。
- (2) 営業施設に係る認証基準の不履行又は衛生管理の重大な不備が認められ、相当の期間を定めて、改善を求めてもなお改善されないとき。
- (3) 法第54条から法第56条までの規定による処分を受けたとき。

- 2 認証を取り消された事業者は、速やかに知事に認証書を返納しなければならない。

(認証の廃止等)

第17条 認証事業者は、自ら認証を辞退しようとするとき、又は認証を受けた営業施設を廃止したときは、奈良県HACCP自主衛生管理認証(辞退・廃止)届出書(第6号様式)により、速やかに認証書を添えて知事に届け出なければならない。

(認証マークの表示)

第18条 認証事業者は、知事が別に定める認証のマークを、別に定めるところにより表示することができる。

2 認証事業者は、認証のマークを適正に使用しなければならない。

(認証事業者の公表)

第19条 知事は、認証事業者の名称等を公表するものとする。

(指定研修の指定)

第20条 指定研修の指定を受けようとする者は、指定研修の指定申請書(第7号様式)に、研修計画書その他知事が別に定める関係書類を添え、知事に提出するものとする。

2 認証の新規申請にかかる指定研修の指定基準は、次の各号のとおりとする。

(1) HACCP手法に基づく衛生管理を熟知し、受講者に対する指導を行う能力が十分に備わっている者が実施する研修であること。

(2) HACCPプラン作成のための研修を3日間以上実施するものであること。

(3) 前号の研修には、モデル施設の協力を得て、現地に行う研修を含むものであること。

(4) 受講者に対し、自らの営業施設におけるHACCPプランを作成させ、かつ、3か月間以上HACCPプランを実行させた後に、研修の実施者が、そのHACCPプランが機能していることを確認した上で修了させるものであること。

3 認証の更新申請にかかる指定研修の指定基準は、次の各号のとおりとする。

(1) HACCP手法に基づく衛生管理を熟知し、受講者に対する指導を行う能力が十分に備わっている者が実施する研修であること。

(2) 自らの営業施設におけるHACCPプランの妥当性評価に資する内容を含む研修を3時間以上実施するものであること。

4 知事は、第2項各号及び第3項各号に掲げる基準のほか、その他必要な基準を定めることができる。

5 知事は、第2項各号又は第3項各号の基準及び前項の基準のすべてを満たしていると認めるときは、指定研修として指定するものとする。

6 指定研修の実施者は、第1項の規定により提出した研修計画書に従って、指定研修を実施しなければならない。

(指定研修の指定の取消し)

第21条 知事は、指定研修が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項の申請書の内容に虚偽が認められたとき。

(2) 前条第2項から第4項の基準を満たしていないと認められたとき。

2 指定を取り消された研修の実施者は、速やかに知事に指定書を返納しなければならない。

(書類等の経由)

第22条 この要綱の規定により知事に提出する書類等のうち、第5条、第12条、第13条及び第15条の規定による申請書並びに第14条及び第17条の規定による届出書は、正副各一部とし、その提出は営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由して行うものとする。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、くらし創造部消費・生活安全課長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

奈良県HACCP自主衛生管理認証申請書（新規・更新）

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱（第5条・第12条第1項）の規定により認証を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受ける業種
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間

添付書類

知事が別に定める関係書類

奈良県HACCP自主衛生管理 認 証 書

申請者

施設の名称、屋号又は商号

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第9条の規定により
次のとおり認証します。

年 月 日

奈良県知事 印

施設の所在地

業種

認証番号

初回認証年月日 年 月 日

認証の有効期間 年 月 日まで

奈良県HACCP自主衛生管理認証変更承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第13条第1項の規定により認証の変更承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けた業種
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
- 5 変更事項及び内容
- 6 変更予定年月日

添付書類

変更前後の内容を明らかにした関係書類

奈良県HACCP自主衛生管理認証変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

申請書の記載事項を変更したので、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けた業種
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
- 5 変更事項
変更前

変更後
- 6 変更理由
- 7 変更年月日

添付書類

現に受けている認証書

奈良県HACCP自主衛生管理認証書再交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第15条第2項の規定により、次のとおり
認証書の再交付を申請します。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けた業種
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
- 5 再交付の理由

添付書類

破り又は汚した場合は、当該認証書

奈良県HACCP自主衛生管理認証（辞退・廃止）届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第17条の規定により、（認証を辞退したい・認証を受けた営業施設を廃止した）ので、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称、屋号又は商号
- 3 認証を受けた業種
- 4 現に受けている認証の番号、年月日及び有効期間
- 5 辞退又は廃止する理由

添付書類

現に受けている認証書

指定研修の指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び
代表者の氏名〕

奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱第20条第1項の規定により指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 研修の区分 認証の新規申請にかかる指定研修・認証の更新申請にかかる指定研修
- 2 研修の名称

添付書類

研修計画書

知事が別に定める関係書類